

(様式第D-1号)

人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度登録・認定申請書【特用林産物関係】

年 月 日

三重県知事 へ  
公益財団法人三重県農林水産支援センター理事長 へ

人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度登録等要領第2の規定により、登録申請します。

なお、登録後は、人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度業務規程第8条第1項の規定により、認定申請します。

登録番号 (他品目で登録がある場合)			
-----------------------	--	--	--

個人・法人の場合	(フリガナ) 氏名		団体の場合	(フリガナ) 団体名	
	(フリガナ) 法人名			(フリガナ) 代表者	
	(フリガナ) 法人代表者名			構成員数	人

団体名について  
・団体名は固有のものであること。  
既存の団体の一部が参加する場合は、既存の団体と区別できる名称とすること。  
・栽培責任者など、個人法人名をもって団体名とすることはできない。

申請者について 事業所所在地又は住所・連絡先

郵便番号		県名		市町村名	
字番地				TEL FAX 携帯電話	
HP アドレス			E-mail		

法人または団体における担当部所(事務局)について

担当者名 (フリガナ) 氏名		担当部所名 (事務局)			
郵便番号		県名		市町村名	
字番地				TEL FAX 携帯電話	
E-mail					

1. 申請内容

(1) 対象品目

対象品目	
品目番号	品目名

2. 現地確認希望時期

年	月	頃
---	---	---

登録から現地確認及び認定審査までには2ヶ月程度を要しますのでご注意ください。  
提出後、収穫時期が早まるなど変更がある場合は、必ずご連絡下さい。  
連絡先:(公財)三重県農林水産支援センター 電話:0598-48-1226

### 3. 登録要件

次に掲げる各項目を確認して、右欄の該当する枠内に 印を記入してください。

(1) 登録生産者の責務

登録生産者は、認定を受けた生産物やその表示に対する責任を負うものとし、認定を受けた生産物による健康被害発生等に関する損失負担は、登録生産者がこれを負うものとします。(要綱第11)

同意する	同意しない

制度運営機関や県が行う必要な調査などに協力します。(要領第8)

制度の趣旨に反する行為が明らかとなった場合は、登録・認定を取り消すことがあります。(要領第8)

登録・認定の取り消しに伴う損失は、登録・認定を受けた者がこれを負うこととします。(要領第8)

(2) 化学農薬は使用しないこと

きのこ類の全栽培工程において、化学農薬は使用しないこと。

同意する	同意しない

(3) 適正な水を使用すること

水道水又は水使用基準に適合する水を使用すること。

同意する	同意しない

(4) 環境にやさしい取り組み

ビン栽培にあっては、ビンを再利用します。

廃菌床・廃ほだ木は、土壌改良材若しくは堆肥等への有効利用、又は産業廃棄物として適正処理します。

同意する	同意しない

廃菌床・廃ほだ木の処理方法	
---------------	--

使用済み資材(廃ビン及び廃袋)は産業廃棄物として適正に処理します。

発生の有無		処理方法 (処理委託先名等)	
-------	--	-------------------	--

県内の製材工場、原木市場等から産出された原料の利用に努めます。

かよいコンテナ出荷に努めます。

【具体的取り組み概要】

--

(5) 栽培管理内容の記録・公開

栽培管理内容を正確に記録、保管します。

消費者などから求めがあった場合、これを全て公開します。

同意する	同意しない

### 4. 消費者交流

可能	検討中	備考

該当欄に 印を記入

### 5. 主な販売先

--

消費者がどこで購入できるか、主な小売店について記入してください。

### 6. 添付資料

(1) 栽培計画書(個人:様式第D-2号、団体:様式第D-3号)

(2) ほ場・施設概要書(様式第D-4号)

(3) 団体の場合は団体申請用名簿(様式第D-1- 号)

(4) 加工(乾燥以外)を希望する場合は様式第C号及び添付資料(生産者自らが加工を行い、仕入れが無い場合のみ)

(5) ほだ木・菌床の納品伝票(種菌接種日及び納品日が記載されているもの。県外で植菌されたほだ木や菌床培地を使用する場合のみ)

(6) 標準工程表(任意の様式。種菌接種～納品、納品～発生処理、発生処理～初回収穫にかかる標準的な日数が記載されているもの。県外で植菌されたほだ木や菌床培地を使用する場合のみ)